

令和元年6月21日現在

機関番号：25502

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K02371

研究課題名(和文) 山口市に伝承される鷺流狂言の総合的研究

研究課題名(英文) A Comprehensive Study on the Kyogen of Yamaguchi Sagi School

研究代表者

稲田 秀雄 (INADA, hideo)

山口県立大学・国際文化学部・教授

研究者番号：80264969

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：山口市に伝わる鷺流狂言の台本として最も基本的な春日庄作自筆本のうち、未検討の8曲について、大蔵流・和泉流のような他流の台本、中央の鷺仁右衛門派台本、鷺伝右衛門派台本と比較することで、その系統的位置を明らかにした。また、春日庄作自筆の間狂言台本の翻刻作業、長州藩における狂言曲目の独自の改変事情の推定等も行った。その結果、春日庄作が伝えた狂言曲目は、全体として基本的に鷺伝右衛門派の系統に属するが、曲目によっては、中央の鷺流とは異なる独自の詞章や演出が認められることが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

山口市に現存する鷺流狂言は、長州藩狂言方であった春日庄作によって明治期に山口の素人衆に伝えられた。春日庄作が鷺伝右衛門派の役者であったことは、すでに指摘されているが、彼の伝えた狂言の内容の分析からその系統的位置を明らかにする研究は、未着手であった。本研究は、春日庄作自筆台本と他流台本、中央の鷺流台本との徹底比較による系統的分析によって、春日庄作自筆本記載の狂言が基本的に鷺伝右衛門派の系統に属するとともに、部分的には中央の鷺流とは異なる独自の詞章・演出をもつことを明らかにした。このことは、江戸期地方諸藩における狂言の実態解明の重要な糸口となり、山口鷺流の今後の伝承活動の重要な指針ともなりうる。

研究成果の概要(英文)：Concerning the Kyogen texts written down by Shunnichi Syosaku, we considered the following points of the system of play script: 1) Shunnichi texts fundamentally have distinctive features of the Den-emon branch of the Sagi school. 2) Some parts of these texts, however, have in them some of the elements which are different from those of the Sagi school.

研究分野：日本文学

キーワード：狂言 鷺流 長州藩

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 山口市に伝承される鷺流狂言(山口市指定無形文化財)は、長州藩抱えの狂言役者であった春日庄作(しゅんにちしょうさく)(1816~1897)によって、明治期に伝えられたものである。鷺流は、大蔵流・和泉流と並ぶ狂言の三大流儀の一つであり、その宗家は江戸幕府に召し抱えられ、江戸期を通じて幕府狂言方筆頭の扱いを受けていたが、明治維新の混乱によって急速に衰微し、明治28年(1895)には宗家が絶え、プロの流儀としては滅亡するに至った。しかし、その芸流は奇跡的に途絶えることなく、現在、山口県山口市と新潟県佐渡市に素人の演じる狂言として伝承されている。

(2) 以上のような経緯により、山口市には鷺流狂言の台本(狂言役者が書写したもの)が数多く伝存している。山口に鷺流の狂言を伝えた、山口鷺流の元祖というべき春日庄作の自筆本をはじめ、その弟子たちによって書写された中西本・河野本などがそれであるが、その他に、下関市長府の狂言役者であった浜田家の台本(大正期書写)もある。これらの台本は、現在、山口県立大学郷土文学資料センター、山口市歴史民俗資料館、その他の山口市内の諸機関に所蔵されている。

(3) 山口鷺流狂言は、1997年に文化庁より「記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財」に指定され、2001年に同庁より認められた「伝統文化伝承総合支援事業」として、鷺流狂言記録作成委員会編『山口鷺流狂言資料集成』(山口市教育委員会刊)が刊行された。研究代表者(稲田)は記録作成委員会の一員として、編集作業の全過程に関わった。本書には山口市内に伝存する本狂言の台本及び小舞本の代表的なものを翻刻したが、もとよりすべてではない。本狂言と並んで狂言役者の重要なレパートリーである間狂言(能の中の狂言役者担当部分)の台本については、その本文を収録することはできなかった。そうした未収録の台本の再調査も含めて、翻刻された台本に収められる曲目の内容に関する系統的な分析や鷺流独自の演目に対する研究は、いまだ十分に行われていないのが現状である。

研究代表者(稲田)はすでに、日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(C))に基づく研究「山口に現存する鷺流狂言の系統的研究」(2010~2012)により、それらの台本のうち、長州藩時代の台本である江山本、及び春日庄作自筆本の一部(11曲)について、中央の鷺流や他流台本との比較により、その系統的な位置を明らかにすることができた。引き続き、残りの山口鷺流狂言台本や関連資料の分析を通じて、その系統的な位置と特質が解明される必要がある。

### 2. 研究の目的

(1) 本研究は、山口市に伝わる鷺流狂言台本の中で、『山口鷺流狂言資料集成』に収められた春日庄作自筆本のうち、いまだ分析がなされていない曲目について、他流の台本、中央の鷺流台本との比較による分析を行い、その系統的な位置を明らかにするとともに、鷺流狂言の全般的な特質に関する総合的考察を目的とする。

(2) 狂言は、他分野に比較して研究人口が少なく、基本的な研究がまだ立ち遅れている。例えば、諸流台本の系統的調査による詞章・演出の変遷については、池田廣司氏『古狂言の台本の発達に関する書誌的研究』(風間書房、1967)という大著が存するが、本書は大蔵流及び和泉流の台本を対象としており、江戸期を通じて幕府狂言方の筆頭であった鷺流の台本については、全く取り上げられていない。その後、延宝忠政本、享保保教本、宝暦名女川本など、主要な鷺流狂言台本の刊行が研究者によってなされているが、それらの台本に収められた曲目の詞章・演出に関する系統的な変遷や鷺流狂言としての特質の解明は、いまだまとまった研究成果とはなっていない。つまり、鷺流狂言の特質ならびに江戸期を通じての展開の様相については、基本的な曲目においても、まだ不明確な部分が多いのが現状である。

(3) 先述のように、鷺流は明治期にプロの流儀としては廃絶したが、その台本は今に多く残されている。その芸自体も、山口市と佐渡市にかりうじて伝承されている。本研究は、研究代表者(稲田)が研究支援を行っている山口鷺流を切り口とするが、現在まで伝承されている芸態を出発点として、比較的立ち遅れている鷺流狂言の曲目(作品)研究を推し進めるものであり、そのことは、いまだその系統的変遷の全貌が明らかでない鷺流狂言の近世的展開の様相を解明することにつながる。

(4) 山口鷺流は、長州藩抱えの狂言の流れを汲むが、その長州藩の能楽に関する先行研究は、従来、資料の紹介や能役者に関する歴史的研究を中心とするものであった。しかし、狂言に関しては、いまだまとまった研究成果がなく、江戸期の長州藩において、どのような狂言がどのような詞章・演出で演じられていたのかという問題を問う研究は、研究代表者(稲田)が着手している研究以外には皆無であるといつてよい。長州藩に限らず、江戸期の地方諸藩における狂言の実態については、いまだ十分に解明されていない研究課題である。本研究は、この点においても、長州藩から山口市に伝えられた鷺流狂言曲目の分析を通じて、近世~近代の地方能楽史研究に大いに資するものである。

### 3. 研究の方法

- (1) 本研究は、研究代表者（稲田）が編集作業の全過程に加わった『山口鷺流狂言資料集成』（山口市教育委員会、2001）に翻刻された曲目のうち、春日庄作自筆本所収曲目を中心として、その本文を中央の鷺流台本（仁右衛門派、伝右衛門派）及び大蔵流・和泉流などの他流台本と詳細に比較することによって、その系統的な位置づけを明らかにする。また、あわせて山口市に伝存する鷺流関係資料（間狂言本、番組等）の調査・翻刻を行う。
- (2) 具体的には、まず山口鷺流の元祖・春日庄作の自筆台本所収の未検討の曲目（「業平餅」「千鳥」「今参り」「参宮」「宮城野」「靱猿」「以呂波」「末広り」）について、『山口鷺流狂言資料集成』の翻刻本文と原本を再度照合しつつ、1曲ごとの内容（詞章・演出）に関して、他流台本、鷺仁右衛門派台本、鷺伝右衛門派台本と比較し、その共通性と差異を明らかにすることで、狂言台本の近世的展開における各曲の系統的な位置づけを確定するとともに、その特質を解明する。その際、必要に応じて、国立国会図書館、国文学研究資料館、京都学・歴史館、大阪府立中之島図書館等の（鷺流を含む）狂言関係資料を所蔵する諸機関に赴き、関連資料を調査・収集する。
- (3) 以上の作業に基づく春日庄作自筆本所収曲の系統的な位置づけと特質の解明に関する成果を研究論文にまとめ、所属機関の紀要である『山口県立大学学術情報』（電子版）に発表する。
- (4) 次に、山口市の野田神社絵馬堂に掲げられている奉納額3種の調査を行い、そこに記された神事能番組の内容（演目・役者）を判読する。また『山口鷺流狂言資料集成』未収録の間狂言本（『鷺流間書抜』等）の調査と本文の翻刻作業を行う。さらに、以上の調査と並行して、山口鷺流（長州藩鷺流を引き継ぐ）の淵源である中央の鷺流も視野に入れた上で、鷺流狂言全般の実態や特質についても考察を進める。この場合も必要に応じて、適宜関係諸機関に赴き、関連資料を調査・収集する。
- (5) 以上の作業に基づく山口鷺流（長州藩鷺流）関係資料の翻刻ならびに鷺流（長州藩鷺流・山口鷺流を含む）狂言の実態・特質に関する研究成果をまとめ、しかるべき学術雑誌等に発表する。

### 4. 研究成果

- (1) 2016年度は、山口鷺流の元祖・春日庄作の自筆台本のうち、現在まで未検討の5曲（「業平餅」「千鳥」「今参り」「参宮」「宮城野」）について、1曲ごとに、大蔵流・和泉流のような他流台本、鷺仁右衛門派台本、鷺伝右衛門派台本と比較することで、その系統的な位置づけについて分析・考察した。その結果、この5曲はおおむね鷺伝右衛門派の特色が認められる一方で、特に「今参り」については、鷺流を含めた他の台本には見えない独自の設定があること、「参宮」については、他流・他派に存しない独自の縮約的改作であることなど、中央（江戸）の鷺伝右衛門派とは異なる独自の要素が見出されることが判明した。以上の成果は、研究論文「山口鷺流台本の系統（五） 春日庄作自筆本をめぐって」にまとめ、『山口県立大学国際文化学部紀要』23号（電子版『山口県立大学学術情報』10号所収）に発表した。また、長州藩時代の鷺流台本と目される江山本「差出祖父」（宝暦名女川本所収）について、中央（江戸）の台本とは異なる独自の内容を分析するとともに、その特異な改変の事情を中央の鷺伝右衛門家との関係を踏まえて推定した。なお、「差出祖父」は、明治期に山口市・野田神社での上演が確認される曲目である。その成果は、研究論文「長州藩鷺流における「改作」の問題 江山本「差出祖父」をめぐって」にまとめ、『国文学（関西大学）』101号に発表した。なお、この論文は、野田神社所蔵神事能番組奉納額の予備的調査結果も踏まえている。
- (2) 2017年度は、前年度に引き続き、春日庄作自筆台本所収曲のうち、「靱猿」「以呂波」の2曲について、1曲ごとに前述の方法により、系統的な分析を行った。その結果、この2曲は、詞章・演出とともに、おおむね鷺伝右衛門派の特色が認められるが、「靱猿」に関しては、冒頭の大名のセリフに鷺仁右衛門派台本に近い部分があること、またその曲中で謡われる猿歌の詞章の細部において、大蔵八右衛門派台本に近い箇所があることが判明した。これらは、中央の鷺流から山口（長州藩）鷺流への伝承状況、山口鷺流の独自性を考える上で、重要な指標となりうる。以上の成果は、研究論文「山口鷺流台本の系統（六） 春日庄作自筆本をめぐって」にまとめ、『山口県立大学国際文化学部紀要』24号（電子版『山口県立大学学術情報』11号所収）に発表した。なお、本年度までに行った鷺流諸台本の分析結果は、依頼による研究論文「狂言に見る祇園会風流 「鬪罪人」を中心に」（『藝能史研究』218号、2017年7月）に生かすことができた。
- (3) 2018年度は、春日庄作自筆本の残りの1曲である「末広り（末広がり）」について、前述

の方法により、系統的分析を行った。その結果、「未広り」は、鷺伝右衛門派の特徴を備えており、特に江戸末期の鷺伝右衛門派台本である常磐松文庫本(実践女子大学蔵)に近いこと、下関市長府に伝承された鷺流の台本である浜田本(山口市歴史民俗資料館蔵)にも近似することが確認された。また、あわせて研究代表者(稲田)が2012年度から取り組み、2016年度からの本研究課題へ継承した春日庄作自筆本所収曲全体の系統的分析のまとめをも行った。春日庄作自筆本所収曲は、基本的に鷺伝右衛門派の系統に属するが、部分的には、現存する中央の鷺伝右衛門派諸本とは必ずしも一致しない個所が見出される曲も散見される。その内実は、以下の通りである。

鷺流両派はもとより、他流とも異なる独自の要素をもつ事例(「鞆り」「水汲新発意」「業平餅」「金藤左衛門」「蝉」「武悪」「土筆」「今参り」)。

鷺伝右衛門派を土台としながら、独自の工夫を加えた事例(「業平餅」「物まね」「宮城野」) 鷺伝右衛門派に近い事例(「首引」「鞆り」「鞆猿」)。

大蔵流に一致あるいは近い事例(「首引」「式入り袴」「二千石」「物まね」「鞆猿」)。

以上の成果は、研究論文「山口鷺流台本の系統(七) 春日庄作自筆本をめぐって」にまとめ、『山口県立大学国際文化学部紀要』25号(電子版『山口県立大学学術情報』12号所収)に発表した。

なお、2018年度には、未紹介の資料である春日庄作自筆の間狂言台本『鷺流間書抜』(山口県立大学郷土文学資料センター所蔵)の調査と翻刻作業を行った(2019年度中に発表の予定)。さらに本年度までに取り組んできた鷺流諸台本の分析結果は、依頼による研究論文「狂言「石神」の構想と演出 石神信仰との関連」(『朱』62号、2019年3月)に生かすことができた。

(4)以上により、山口鷺流の元祖・春日庄作の伝えた狂言は、基本的に鷺伝右衛門派の系統に属することが明らかとなった。山口市に伝わる鷺流狂言が鷺伝右衛門派であることは、従来春日庄作の芸系から推定されていたが、このたびの春日庄作自筆台本(詞章・演出)の系統的分析を通して、確実に証明されたことになる。しかも、春日庄作の伝えた狂言は、中央(江戸)の鷺伝右衛門派を基盤としながら、部分的には独自の工夫や改変(それは他流・他派に近い場合もある)を加えたものであることが明らかとなった。このことは、長州藩時代の台本である江山本の分析結果ともおおむね符合しており、そうした特質を備えた狂言が近代以降も山口市に伝承され、現在も着実に保存・継承活動がなされているのである。

本研究成果は、従来不明の部分が多かった近世地方諸藩における狂言の実態解明の一端となり、今後の近世・近代能楽史研究に資するものであること、また、山口市における鷺流狂言の今後の伝承活動に対しても大いなる示唆を与えるものであることを付言する。

## 5. 主な発表論文等

### 〔雑誌論文〕(計6件)

稲田秀雄、山口鷺流台本の系統(七) 春日庄作自筆本をめぐって、山口県立大学国際文化学部紀要、査読無、25号、2019、15-23

稲田秀雄、狂言「石神」の構想と演出 石神信仰との関連、朱(伏見稲荷大社刊) 査読無、62号、2019、134-149

稲田秀雄、山口鷺流台本の系統(六) 春日庄作自筆本をめぐって、山口県立大学国際文化学部紀要、査読無、24号、2018、15-24

稲田秀雄、狂言に見る祇園会風流 「鬪罪人」を中心に、藝能史研究、査読有、218号、2017、42-56

稲田秀雄、山口鷺流台本の系統(五) 春日庄作自筆本をめぐって、山口県立大学国際文化学部紀要、査読無、23号、2017、13-23

稲田秀雄、長州藩鷺流における「改作」の問題 江山本「差出祖父」をめぐって、国文学(関西大学) 査読無、101号、2017、187-200

### 〔学会発表〕(計0件)

### 〔図書〕(計0件)

### 〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：

国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.1.yamaguchi-pu.ac.jp/archives/2019>

<http://www.1.yamaguchi-pu.ac.jp/archives/2018>

<http://www.1.yamaguchi-pu.ac.jp/archives/2017>

## 6．研究組織

### (1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

### (2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。